

I

減価償却制度の概要

1 減価償却とは

ポイント

減価償却資産の取得価額は、その使用期間にわたり、各事業年度の所得の金額の計算上、償却費として、損金の額に算入されます。

企業は、それぞれの事業活動をするにあたり、さまざまな資産を使用します。例えば、製造業を営む法人は、工場用の建物や各種の機械等を使って製品を製造します。小売業を営む法人は、店舗用の建物や陳列ケースなどの備品を使って商品を販売します。また、運輸業を営む法人は、バスやトラックを使って運送サービスを提供します。そして、ほとんどの法人は事務所を持っていますから、そこでは机などの器具備品を使います。このように法人は、その事業を行って行く上でいろいろな資産を使用して収入を得るわけです。したがって、このような事業用の資産は、使用されることによりその法人の収入（売上）に貢献し、そして通常は、その使用に伴いその価値を減じていきます。こう考えると、これら事業用の資産の取得に要した費用は、その法人の儲けを計算する上で、その資産の使用中に得た収入から差し引かれるべきものであるということができます。

ところで、事業用の資産を取得する場合、その資産の取得価額の全額を無条件で直ちにその取得した事業年度の収入から控除するのが適当かどうかについては

6 グループ法人税制と減価償却制度

90年代以降、企業統治のあり方の変化に対応し、組織再編制度、連結会計制度、新会社法など企業の組織形態に関する法制度が整備され、これに対応して、法人税においても、平成13年度以降、連結納税制度や組織再編税制などの改正が実施されてきました。

これら企業グループを対象とした法制度や会計制度が定着しつつある中、税制においても持株会社制のような法人の組織形態の多様化に対応するとともに、課税の中立性や公平性等を確保する必要が生じてきたことから、平成22年度税制改正において、以下のとおり連結納税制度や組織再編税制等、いわゆる「グループ法人税制」の見直しが行われました。

(1) グループ法人単体課税制度に係る減価償却の取扱い

グループ法人の一体的運営が進展している状況を踏まえ、実態に即した課税を実現する観点から、グループ法人一般に対する課税の取扱いとして、グループの要素を反映した制度が設けられました。

具体的には、100%グループ内の法人間の取引（寄附・資本取引を含みます。）について課税を繰り延べる等の措置が講じられました。また、連結納税制度についても、子会社の単体欠損金の持込み、承認申請書の提出期限等について見直しがされました。

① 100%グループ法人間の取引等

完全支配関係（下記(2)参照）がある内国法人間の取引一般について、次の措置が講じられました。

ア 連結法人間取引の損益の調整制度が改組され、完全支配関係がある内国法人間で一定の資産の移転（非適格合併による移転を含みます。）を行ったことにより生ずる譲渡損益を、その資産のグループ外への移転等の時に、その移転を行った法人において計上する制度とされました。

イ これに伴い、適格事後設立制度は廃止されました。また完全支配関係が

XI

減価償却資産の償却限度額 の計算例

ここでは、簡単な設例による償却限度額の計算例を示します。

冒頭に、各設例でとりあげる項目を掲げ、次に具体的な〔設例〕及び〔解説・計算〕を示します。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 定額法による償却限度額計算2 定率法による償却限度額計算3 事業年度の中で事業供用した場合 |
|---|

〔設例〕

当社は、平成20年9月29日に、1億円の製本設備を購入し、同年10月16日に事業の用に供しました。

この製本設備を継続して事業供用するとして、その各事業年度の償却限度額は、定額法による場合及び定率法による場合でそれぞれどのように計算することになりますか。

なお、事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年です。

2 少額の減価償却資産の判定と消費税

Q

当社は3月決算法人ですが、平成22年5月に消費税込みの価額102,900円のテレビを購入しました。消費税抜きの価額は98,000円となりますので、少額の減価償却資産として損金経理により損金の額に算入したいと考えていますが、税務上問題はないでしょうか。

A

取得価額が10万円未満かどうかの判定は、法人が適用している消費税等の経理処理方式に応じて算定した取得価額により判定します。

解説

消費税等の経理処理は、税抜経理方式と税込経理方式とがあります。税抜経理方式を適用している場合は、消費税等の額は課税仕入に含まれませんが、税込経理方式を適用している場合は、消費税等の額は課税仕入に含まれることになり、資産の取得価額の一部を構成することになります。

したがって、施行令第133条（少額の減価償却資産の取得価額の損金等入）の規定を適用する場合において、取得価額が10万円未満であるかどうかは、法人が適用している税抜経理方式または税込経理方式に応じ、その適用している方式により算定した取得価額により判定することとされています（平元・3・1直法2-1，最終改正：平19・3・13課法3-2「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」の9）。

以上のことから、ご質問については、消費税等の経理方式により次のように取り扱われます。

(1) 税抜経理方式を適用している場合

テレビの取得価額は、98,000円となりますので、事業の用に供した日の属する事業年度において少額の減価償却資産として損金経理したときは損金算入が認められます。

(2) 税込経理方式を適用している場合

Ⅱ の Ⅲ

少額減価償却資産（中小企業者等に対する特例）

1 中小企業者等の少額減価償却資産の取得 価額の損金算入の特例

Q

中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合には、一時の損金にしてよいと聞いていますが、その概要について説明してください。

A

中小企業者等が、平成18年4月1日から平成24年3月31日までに取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合には、それを事業の用に供したときに損金経理を要件として300万円に達するまでの金額を損金算入することができます。

解説

この制度は、中小企業者に該当する法人等で青色申告書を提出する法人が、平成18年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得等し、かつ、その法人の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が30万円未満である少額減価償却資産を有する場合において、その取得価額に相当する金額につきその法人の事業の用に供した日を含む事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、損金の額に算入できるというものです（措法67の5）。

C-4 租税特別措置の適用額明細書の提出制度

Q

租税特別措置の適用額明細書の提出制度とは、どのような内容の制度ですか。

A

租税特別措置の適用額明細書の提出制度とは、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査およびその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的として、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（以下「租特透明化法」といいます。）が平成22年4月1日から施行され、この租特透明化法の施行により、同制度が創設されています。

租税特別措置の適用額明細書の提出制度の提出対象法人等は、次のとおりであり、平成23年4月1日以後に終了する事業年度または連結事業年度に係る法人税の申告について適用されます（租特透明化法附則2①）。

1 提出対象法人

法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る事業年度または連結事業年度において法人税関係特別措置のうち税額または所得の金額を減少させる規定その他一定の規定の適用を受けようとするものは、適用額明細書とその法人税申告書に添付しなければならないこととされています（租特透明化法3）。

2 法人税関係特別措置

法人税関係特別措置とは、租税特別措置のうち措法第3章の規定によるものといいます。なお、租税特別措置とは、内国税を軽減し、もしくは免除し、もしくは、還付する措置または内国税に係る納税義務、課税標準もしくは税額の計算、申告書に提出期限もしくは徴収につき設けられた内国税に関する法律の特例で、措法（税負担を不当に減少させる行為の防止に関する特例等の規定を除きます。）

租税特別措置法第10条の2の2第1項第1号、第2号及び第4号並びに第42条の5第1項第1号、第2号及び第4号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する告示

【改正前：平成21.6.26財務省告示第208号】

別表1 エネルギー有効利用製造設備等

番号	機 械 そ の 他 の 減 価 償 却 資 産
1	旋回流強化型離解装置（旋回流によりパルプシート、古紙等をスラリー状に離解するもののうち、処理量1トン当たりの定格消費電力が50キロワット以下のものに限るものとし、これと同時に設置する専用の原料投入装置、補助離解装置、異物除去装置、異物脱水装置、異物圧縮装置、ポンプ、計装装置又は配管を含む。）
2	高性能脱 ^{りん} 燐 ^ろ （溶 ^{りん} 銑 ^ろ 中の燐 ^ろ を除去するもので、溶銑1トン当たりの底吹きガス流量が毎分0.3立方メートル以上の攪 ^{かきまぜ} 拌 ^{ばい} 装置を有するものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の地金除去装置又は自動調整装置を含む。）
3	高性能機械組立設備（部品又は製品のすべての組立工程を一の専用電子計算機（専ら設備の動作の制御又はデータ処理を行う電子計算機で、物理的変換を行わない限り他の用途に使用できないものをいう。）により発信される制御指令信号に基づき行うものうち、当該専用電子計算機、産業用ロボット（部品の面合せ、装入、圧入、ねじ締め、はんだ付け、切断、洗浄、検査若しくは移動又は部品への印刷若しくはグリス等の塗布の各作業のうちいずれか3以上の作業を行う機構、当該各作業のうちいずれか5以上の作業を他の装置と共同して行う機構及び位置繰返精度が0.05ミリメートル以下の機構を有するものに限る。）及び組立作業補助装置（産業用ロボットの作業に合わせて各作業の一部を行う機構を有するものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのものに限る。）
4	コンバインドサイクル発電用ガスタービン（ガスタービンを駆動し発電を行うもの（ガスタービン駆動後の排ガスをボイラーに導いて、熱回収を行い、発生した蒸気を汽力発電に利用するものに限る。）で、当該ガスタービン、燃焼器及び空気圧縮機を同時に設置する場合のこれらのものであって、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第1号に規定する一般電気事業、同項第3号に規定する卸電気事業又は卸供給事業（同項第11号に規定する供給を行う事業（同項第2号に規定する一般電気事業者が実施する入札に応じて落札した供給条件により当該供給を行う事業を除く。）をいう。）の用に供するものうち、対象となるコンバインドサイクル発電設備の熱効率（高位発熱量で算出した定格負荷運転時の発電端における設計値をいう。）が50パーセント以上のものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の起動・停止装置、潤滑油装置、吸排気装置、蒸気噴射装置、制御装置、燃料供給装置又は配管を含む。）

租税特別措置法第10条の2の2第1項第1号、第2号及び第4号並びに第42条の5第1項第1号、第2号及び第4号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する告示

【改正後：平成22.3.31財務省告示第105号】

別表1 エネルギー有効利用製造設備等

番号	機 械 そ の 他 の 減 価 償 却 資 産
1	旋回流強化型離解装置（旋回流によりパルプシート、古紙等をスラリー状に離解するもののうち、処理量1トン当たりの定格消費電力が50キロワット以下のものに限るものとし、これと同時に設置する専用の原料投入装置、補助離解装置、異物除去装置、異物脱水装置、異物圧縮装置、ポンプ、計装装置又は配管を含む。）
2	高性能脱磷炉（溶鉄中の磷を除去するもので、溶鉄1トン当たりの底吹きガス流量が毎分0.3立方メートル以上の攪拌装置を有するものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の地金除去装置又は自動調整装置を含む。）
3	高性能機械組立設備（部品又は製品のすべての組立工程を一の専用電子計算機（専ら設備の動作の制御又はデータ処理を行う電子計算機で、物理的変換を行わない限り他の用途に使用できないものをいう。）により発信される制御指令信号に基づき行うもののうち、当該専用電子計算機、産業用ロボット（部品の面合せ、装入、圧入、ねじ締め、はんだ付け、切断、洗浄、検査若しくは移動又は部品への印刷若しくはグリス等の塗布の各作業のうちいずれか3以上の作業を行う機構、当該各作業のうちいずれか5以上の作業を他の装置と共同して行う機構及び位置繰返精度が0.05ミリメートル以下の機構を有するものに限る。）及び組立作業補助装置（産業用ロボットの作業に合わせて各作業の一部を行う機構を有するものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのものに限る。）
4	コンバインドサイクル発電用ガスタービン（ガスタービンを駆動し発電を行うもの（ガスタービン駆動後の排ガスをボイラーに導いて、熱回収を行い、発生した蒸気を汽力発電に利用するものに限る。）で、当該ガスタービン、燃焼器及び空気圧縮機を同時に設置する場合のこれらのものであって、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第1号に規定する一般電気事業、同項第3号に規定する卸電気事業又は卸供給事業（同項第11号に規定する供給を行う事業（同項第2号に規定する一般電気事業者が実施する入札に応じて落札した供給条件により当該供給を行う事業を除く。）をいう。）の用に供するもののうち、対象となるコンバインドサイクル発電設備の熱効率（高位発熱量で算出した定格負荷運転時の発電端における設計値をいう。）が50パーセント以上のものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の起動・停止装置、潤滑油装置、吸排気装置、蒸気噴射装置、制御装置、燃料供給装置又は配管を含む。）